

- ① 在宅医療の推進
- ② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進
- ③ 地域リハビリテーションの充実
- ④ 介護サービスの整備・充実
- ⑤ 介護サービスの質の確保・向上、給付の適正化
- ⑥ 新たな総合事業への取組
- ⑦ 生活支援サービスの充実

を基本方針として施策を展開していきます。

① 在宅医療の推進

- 在宅医療推進のためには、在宅医療のニーズ等を把握するとともに、在宅医療に必要な専門職が地域に十分配置されるよう仕組みづくりが必要です。地域の医師会等と協働して在宅医療の実施に係る体制整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進します。
- 地域医療構想策定に向け、在宅医療需要の推計や目指すべき医療提供体制の確保等に向けた対策について、国の動向を踏まえながら検討します。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及定着を推進します。併せて、各医療機関の紹介や振りわけなど重要な役割を有する「かかりつけ診療所」の機能強化を図り、病院とかかりつけ医、病院歯科とかかりつけ歯科医との連携を促進するとともに、訪問診療、訪問歯科診療の充実を図ります。また、かかりつけ薬局の定着や、病院薬剤師と薬局薬剤師、薬剤師と他の医療従事者との連携強化等に努め、薬剤管理の向上を図ります。
- 在宅医療推進の重要な役割を担う訪問看護ステーション等の普及・拡充を進めるとともに、訪問看護に従事する人材の確保や、医療・介護との連携、訪問看護研修等の推進を図ります。
- 終末期を自宅で過ごすことに対する不安を解消し、患者が望む場所で

看取りができる環境づくりについて検討します。また、在宅での看取り等その人らしい最期の迎え方について県民の理解が深まるよう啓発を行います。

【主な県事業】

- ◇かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及定着と訪問診療の充実
- ◇訪問看護の推進
- ◇在宅医療・介護連携サポート事業（再掲）

② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進

- 地域包括支援センターや市町村が主催する地域ケア会議については、医療関係者や介護関係者、地域住民など多職種の参加により効果的に会議運営がなされるよう支援します。
- 地区医師会と市町村が連携し、各地域の実情にあった在宅医療・介護の連携体制のあり方について検討するとともに、介護職員等に在宅医療に関する研修等を行い、医療と介護の連携体制構築を促進します。
- 在宅医療と介護の連携推進については、市町村が地域支援事業において平成30年4月までに取組むこととされていますが、医療関係者と市町村との意見交換の場づくりや連携に関する研修会の実施、先進事例の提供等、市町村が抱える課題に応じた支援を行います。
- 医療と介護の連携に関する課題や地域の課題について検討するために、千葉県在宅医療推進連絡協議会（千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉大学医学部附属病院、千葉県介護支援専門協議会、市町村、健康福祉センターなどの在宅医療関係機関で構成）等を活用し、関係者の顔の見える連携を推進します。
- 在宅歯科診療における医療や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置し、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制構築を促進します。
- 急性期から回復期、在宅に至るまでの治療を担う医療機関同士の連携や医療と健康づくり、福祉サービスとの連動のため、二次保健医療圏ごとに構築した「循環型地域医療連携システム」を推進します。ま

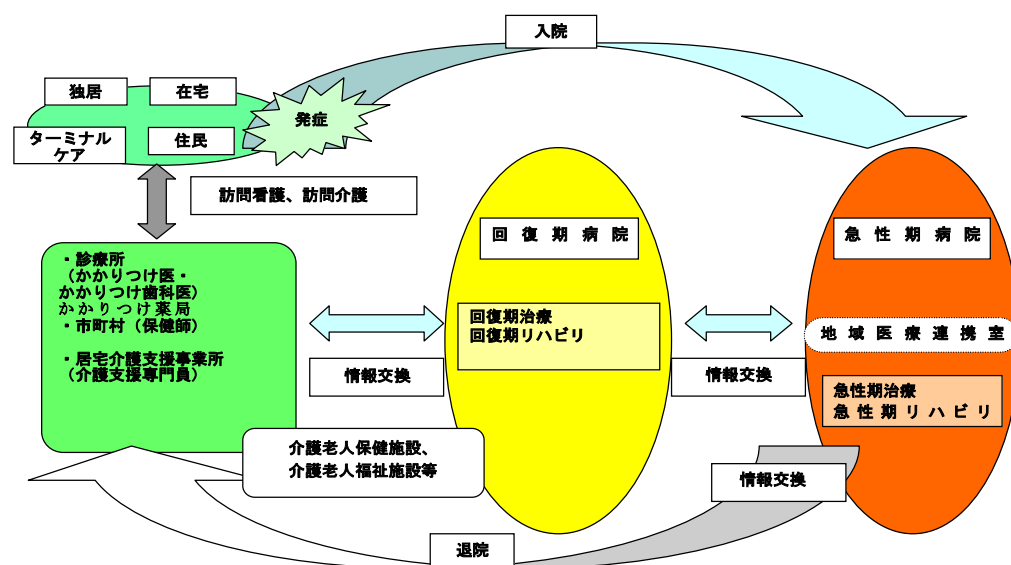
た、在宅医療を希望する患者や家族を日常的に支える在宅医療提供体制を整備するとともに、患者の病状が急変したときに速やかに入院できる医療連携の仕組みを構築します。

- 千葉県共用地域医療連携パス・千葉県地域生活連携シートの活用による医療・介護の連携を推進します。

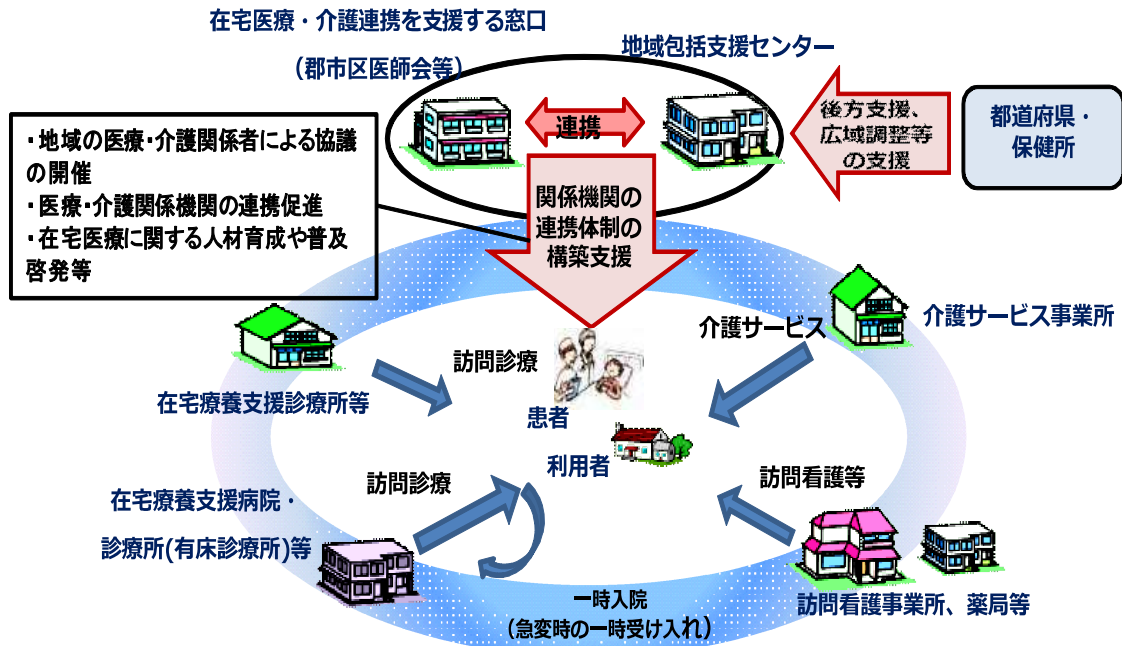
【主な県事業】

- ◇ 医療介護連携体制構築事業
- ◇ 循環型地域医療連携システムの運用
- ◇ 脳卒中患者退院時支援事業
- ◇ 地域生活連携シートを活用した医療と介護の連携
- ◇ 在宅医療・介護連携サポート事業
- ◇ 在宅歯科医療連携室整備事業

循環型地域医療連携システム



在宅医療・介護連携の推進



※全国介護保険担当課長会議（平成 26 年 7 月 28 日）資料を改変

③ 地域リハビリテーションの充実

- 地域リハビリテーションの理念を踏まえ、市町村、医療機関、介護保険サービス機関、患者・家族会等の住民団体等の様々な機関の有機的な連携を図り、地域リハビリテーション支援体制を円滑に推進するための場として、地域リハビリテーション協議会を設置します。
- 地域リハビリテーションに係る情報の収集・発信、関係機関相互の連携体制の構築、研修会や講演会の実施による技術的支援などを実施するための拠点として、「千葉県リハビリテーション支援センター」を県内に 1 か所及び「地域リハビリテーション広域支援センター」を二次保健医療圏ごとに 1 か所設置します。
- 地域リハビリテーションに関する調整、相談及び指導等を行う者を養成するため、市町村職員等を対象に「地域リハビリテーション調整者養成研修」を実施します。

- 千葉リハビリテーションセンターにおいて、県内の民間リハビリテーション施設等に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行います。

【主な県事業】

- ◇ 地域リハビリテーション支援体制の整備
- ◇ 回復期リハビリテーション病棟等の整備
- ◇ 千葉リハビリテーションセンターの運営

④ 介護サービスの整備・充実

- 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」「複合型サービス」などの地域密着型サービスの整備を促進します。
- 地域包括ケアシステムの中核的サービスとして期待される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、介護支援専門員や病院のソーシャルワーカー等へサービスのメリットを伝えるとともに、開設後2年未満の事業者に対し利用者を確保するまでの間の運営を支援し、普及促進を図ります。
- 介護サービスの充実が図られるよう、市町村等の意見も踏まえながら必要に応じて国に対して働きかけを行います。
- 小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に当たっては円滑な移行に努めるとともに、移行に係る市町村の事務負担への支援や地域包括ケアシステム構築に向けた基盤の整備に向けた助言等を行います。
- 家族介護への支援方策についてあらたに検討を進めます。また、自宅で介護する家族の身体的精神的な負担等を減らすため、介護に関する講習会の実施や相談事業、介護福祉用具の適切な使い方に関する情報提供等に取り組みます。